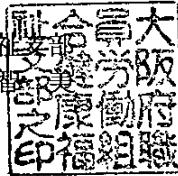


2015年1月22日

大阪府知事 松井 一郎 様
福祉部長 酒井 隆行 様

大阪府職員労働組合健康福祉支部
支部長 小山



2015年度健康福祉支部要求書

私たちは、2014年12月4日開催の府職労健康福祉支部第16回定期大会の決定にもとづき、府民福祉、公衆衛生の向上と組合員の労働条件改善の立場から2015年度健康福祉支部要求書を提出します。府当局として誠意をもって、実現に努めることを要求します。

【1】労使慣行を厳守し、労使間の確認事項を遵守すること。

【2】賃金・諸手当等に関する以下の要求に応えること。

- 相対評価は、職員の意欲向上にはつながっておらず、職場に矛盾と混乱をいっそう拡大するものであり、特に福祉職場はチームワークで仕事をしており相対評価できるものではなく、中止すべきと考える。「新人事評価制度」による評価結果の賃金リンクは行わないこと。
- 現業職員の技能労務職給与表適用をやめ、行政職給料表を適用すること。
- 医療職三表適用者については、調整数1を増額すること。
- 1日採用でなければ交通費が出ない実態について、日割りで交通費支給ができるように改善し、必要額を全額支給すること。年度途中で採用される職員に対し、採用日にかかわらず、実費交通費を支給すること。
- 出張先からの電話連絡について個人負担にならないようにすること。緊急連絡体制作成・出張中に職場と連絡を取り合う場合等に、個人の携帯電話所持を強要しないよう、必要な場合は、公用の携帯電話を必要数配置すること。

【3】労働時間の短縮、時間外勤務の縮減等について以下の要求に応えること。

- 時間外勤務・恒常的残業をなくすため抜本的な対策を講じること。時間外勤務は、原則として一日2時間・一週5時間・年間120時間を上限規制とし、女性職員の深夜労働を禁止すること。大阪府の定める年360時間の上限規制に責任を持ち、実効ある措置を講じること。特に本庁各課・子ども家庭センター・女性相談センターの恒常的残業をなくすこと。サービス残業を根絶するため適切な対策をはかること。
- 長時間の通勤を解消し、通勤時間は1時間以内とし、保育要件や本人家族の健康状態への配慮、昇任を理由とした遠距離通勤を強要しないなど、健康管理に十分配慮すること。

【4】特別休暇制度の拡充に向け、次の要求を実現すること。

- 出産や育児、介護、病気休暇等の休暇制度を拡充し、安心して産休等が取得できるように、代替職員の確保をはかるなど、労働条件改善に向けた措置を講じること。
- 育児にかかる短時間勤務制度及び高齢者部分休業制度については、安心して取得できる人員確保と職場環境の整備をはかるなど、労働条件の改善に向けた必要な措置を講じること。

【5】男女とも働きやすく働き続けることのできる労働条件・職場環境へと改善するため、以下の要求を実現すること。

- 週3日雇用の再任用職員となる場合は、特に施設現場においては、定数外任用や必ずペアを確保するなど、必要な措置を講じ、他の職員への過重負担とならないようにすること。
- 生理休暇や年次有給休暇の取得ができるよう職場環境を改善すること。
- 育児時間を1年6ヶ月取得できるように、当該職場の労働条件を維持する観点から、代替職員の確保をおこなうなど必要な措置を講じること。

4. 育児のための短時間勤務制度や部分休業などについて安心して取得できるよう代替人員を確保するなど職場環境を整備し、取得にあたって、不当な干渉や差別的な対応を行わないこと。
5. 定年退職・中途退職に伴う欠員が生じた場合、当該職場の労働条件を維持する観点から、代替職員の確保をおこなうなど直ちに必要な措置を講じること。
6. 児童・障がい者の施設職場における現行夜勤間隔を緩和すること。

【6】. 各職場に関する以下の要求に応えること。

1. 本庁職場

- 1) 福祉部の本庁職場では、府職労中央地区評議会の残業実態調査でも、常に残業者数が多くなっており、残業が通常業務に組み込まれていると思われるような実態がある。改善するためには、現状の把握が必要であり、福祉部内における月 80 時間超える職員数、及び年 360 時間を超える職員数を、大括り室ではなく課単位・グループ単位で明らかにするなど実態を示すこと。その上で、業務量に見合った人員を配置するなど、現状を改善する具体的な改善策を示すこと。

2. 修徳学院

- 1) 子どもの看護や保健についての業務が、現在の保健師 1 名では、子どもたちに十分な対応ができず、業務量増となっているため、労働条件を改善するため必要な措置を講ずること。
- 2) 舎監の確保が不安定となっているため、正規職員の業務量増となっている。労働条件の改善のために必要な措置を講ずること。
- 3) 勤務として寮舎に泊まった場合は、「宿直手当」を支給すること。
- 4) 寮母の調整数を、寮長と同じように現行の 2 から 4 に引き上げること。
- 5) 退職や休職が続いている背景には、寮長・寮母・代替職員・併立寮職員等、寮舎に関わる職員の労働条件の厳しさにあると考えられるため、労働条件改善のために必要な措置を講ずること。
- 6) 代替職員が恒常的時間外勤務となっている。寮体制を 3 人体制にするなど、労働条件改善のために必要な措置を講じること。

要望事項

- 1) 寮舎整備について、建物の質は、5 寮舎や 4 寮舎を基本とし、全体構想を示すこと。
観察棟（観察、医療、個別指導）建設（建替え）を早期に行うこと。
- 2) 支援上必要な「夫婦小舎制」の長所を活かし、院内における支援（処遇）困難児童に対する支援については、組織的に対応できるようにすること。S V 体制の確立、危機管理体制を充実すること。
- 3) 寮担当職員と代替職員が連携しやすくするため増員し、ア) ケースカンファレンス等を執務に組み込めるように業務量の改善、イ) 児童の情報共有、処遇方針の検討等自立支援の充実を図ること。
- 4) 子ども家庭センターと連携し実施している性加害児童・被虐待児童等への心理療法を十分行えるよう心理職を増配置すること。
- 5) 保健体育の女性職員を確保すること。

3. 子ども家庭センター

- 1) 全国でも最低レベルになっている大阪府子ども家庭センターの児童心理司について、業務量が非常に多く労働条件の悪化を招いているため、心理司を増やすなど、労働条件改善のために必要な措置を講じること。
①池田・富田林子ども家庭センター虐待対応課児童心理司が兼務となっており、業務量が増大している。労働条件の改善のために必要な措置を講じること。

- ②吹田子ども家庭センター虐待対応課児童心理司が一人のため、業務量が増大している。労働条件の改善のために必要な措置を講じること。
- ③中央子ども家庭センター地域相談課では、受付件数・心理診断、助言件数が増加しており児童心理司の業務量増となっている。労働条件の改善のために必要な措置を講じること。
- ④中央子ども家庭センター診療チームに、ケースワーカーを配置し総合診断体制を確立することが必要であると考える。診療チームが業務量増となっているため、労働条件の改善のために必要な措置を講じること。
- 2) 池田子ども家庭センター地域相談課においては、地域担当職員が1名減の状態になっており、業務に支障をきたしている。労働条件の改善のために必要な措置を講じること。
- 3) 2013年度6509件と全国トップの虐待相談となっており、子ども家庭センター虐待対応課地域担当児童福祉司の虐待相談対応件数が、年間最高100件を越えている実態にあり、業務量の増加が起こっている。虐待相談対応件数が、年間最高100件を越えないようとするなど、労働条件の改善のために必要な措置を講じること。
- 4) 子ども家庭センターでは、毎年多くの産休者が発生しており、産休・育休者が安心して休めるよう、産育休取得者のいる職場の職員の過重負担とならないよう代替職員を即刻配置するなど、労働条件の悪化とならないようにすること。
- 5) 岸和田子ども家庭センター生活福祉課の相談件数の増加によりSV業務が増大しているため、労働条件改善のため必要な措置を講じること。
- 6) 過酷な勤務実態にある子ども家庭センター職員に対し調整額を支給すること。特に、24時間虐待対応職員については即刻導入すること。
- 7) 一時保護所の指導員・保育士の調整数を現行の2から4に引き上げること。
- 8) 育児短時間勤務制度を取得する職員が増加している。取得者が時間外労働をせざるを得ない状況が発生しており、安心して制度を活用できるよう労働条件を改善するための措置を講じること。

要望事項

- 1)児童心理司に産休等代替制度を適用し、心理診断・セラピーの継続性の確立を図ること。
- 2)各子ども家庭センター地域相談課について、地域を担当しない総括主査の人数を増やすなどSV体制を充実し、複数対応ができるようにすること。
- 3)各子ども家庭センター地域相談課は複数対応体制がとれず、過重負担となっている。地域を担当しない総括主査の人数を増やすなどSV体制を充実し、労働条件の改善のために必要な措置を講じること。
- 4)児童福祉法56条の児童福祉施設に入所児童の費用徴収について、現行の金融機関のみでなく、ゆうちょ銀行・コンビニでの納付が可能となるよう、指定金融機関の拡大を行うこと。
- 5)センター各課において、業務に支障ないよう男女職員の配置を適正化すること。
- 6)中央子ども家庭センター総務課に業務量に見合った人員配置をすること。
- 7)里親委託推進のため、各子ども家庭センターに里親専任ワーカーを配置すること。
- 8)子ども家庭センターの危機管理体制を明確にすること。
- 9)増え続ける虐待相談に対応するため、24時間電話対応を完全交代制勤務とする、SV体制を充実するなど、虐待相談に対応する職員を大幅に増やすこと。
- 10)子どもを産み育てることは、児童相談を行うにあたってもプラスであり、安心して子育てのできる職場環境が必要である。子ども家庭センターでの相談業務の継続性・専門性を維持するために、産休代替定数を複数にすること。
- 11)2013年度6509件と全国トップの虐待相談となっており、大変な過重労働となっている。増員し24時間完全交代制勤務体制とするなど、労働条件の改善のために必要な措置を講じること。また、中央子ども家庭センターワーカー次長兼虐待対応課長・課長補佐が過重負担となっているため、労働条件の改善のために必要な措置を講じること。

4. 中央子ども家庭センター保護第一課・保護第二課

(第一課第二課共通)

- 1)産休等代替要員が女性1名のため、男性職員に病欠等の状況が生じた場合に、即刻責任日勤や夜勤の代替など、他の職員への過重負担となるため、男女各1名を確保する等、労働条件の改善のための措置を講じること。
- 2)集団棟において個別対応必要なケースがある状況であり、クールダウン室での対応に職員がつかなければならない時に、集団などの体制が不安定となり危険な事態も起き、職員の過重負担となっているため、労働条件改善のための措置を講じること。

(保護第一課)

- 3)集団棟の学童・保育の指導体制が、夜間・平日・土日に体制の落ち込みがあり、職員の過重負担となっている。また、24時間虐待対応体制における一時保護所の夜間電話対応体制、集団棟におけるクールダウン室〔1階〕での恒常的な対応の増加などにより、職員の過重負担となっている。労働条件を改善するための措置を講じること。
- 4)看護師が、正規職員1名（ライフサポートセンターと兼務）、非常勤職員2名となったが、9月末に非常勤職員1名が退職し、看護師の業務量が一層増大している。また、看護師の代わりにCWが受診付き添いをするなど他職員の業務量増・過重負担がおこっている。労働条件の悪化を改善するための措置を早急に講じること。
- 5)ケースワーカー男性1名、女性1名の病欠が発生しており、夜勤ローテーションの負担や日勤等、他の職員の過重労働となっている。労働条件の改善のために必要な措置を早急に講じること。

要望事項

- 1)個別棟の担当職員を、同性介護の観点から、非常勤職員ではなく常勤職員を男女各1名〔日勤・夜勤〕の配置とすること。
- 2)保護者・家裁・施設との調整で、一時保護が長期化するケースが増加しており、「教育権の保障」を真剣に検討する必要が生じている。現在、教員免許取得非常勤職員2名配置されているが、現状から最低3名の配置とすること。
- 3)育ち盛りの子どもたちへの給食を、温かく、三食とも充実したものにできるように、厨房職員を増やすこと。

(保護第二課)

- 6)集団棟〔30名定員〕の常勤夜勤体制が、男女各1名ずつとなっているが、幼児〔定員9名〕と女子学童〔10名定員〕を女性常勤職員1名で対応しており、常態的に児童ケアに支障ある事態となっている。その上に、児童間トラブル・疾病・緊急連絡対応等が発生すると、幼児Gか女子学童Gかどちらかを放置して奔走する事態となり、非常に危険な事態となる。早急に女性常勤職員夜勤体制を2名にすることが必要であると考える。女性職員の過重負担を解消するため、労働条件の改善のための措置を講じること。
- 7)集団棟の男性常勤夜勤職員が1名のため、(a)男子居室が1室離れており、夜間全体を把握しにくいこと、(b)夜間・早朝に入退所・電話・疾病・児童トラブル等あれば、常勤職員1名が対応することになることから、非常に危険な事態になる。集団棟の男性夜勤職員を2名にすることが必要であると考える。労働条件改善のための措置を講じること。
- 8)非常勤職員の配置が不安定な状態となっており、正規職員に過重な負担がかかっているため、労働条件を改善するための必要な措置を講じること。

要望事項

- 4) SV業務や緊急時対応のため、夜勤のローテーションに入らない課長補佐もしくは総括を配置する体制とすること。
- 5)栄養士の正規職員を責任もって配置すること。
- 6)給食部門を直営で実施すること。
- 7)一時保護所は、閉鎖的な場であるだけに、少しでもその雰囲気を和らげるためには、日課・余暇に必要な物品を前向き・早急に用意する必要がある。検討して必要となった物品は早急に購入できるよう予算措置すること。
- 8)体育室に内線電話を設置すること。

5. 女性相談センター

- 1) 女性相談センターについて、2013年10月に施行された「ストーカー行為等に関する法律の一部改正」によりストーカー関連の一時保護（委託）が増加したまま推移している。CWの対応の緊急性も高まり業務が増加し、労働条件の悪化を招いている。労働条件の改善を早急に行うこと。
- 2) 夜間の警察からの一時保護も多く、非常勤職員では判断しきれない状況もあり所長・次長・課長で対応している24時間電話も増加しており（所長以下）担当者に負担が大きくなっている。労働条件の改善するための措置を講ずること。
- 3) 総務の事務量が多く、過重労働となっているため、労働条件を改善するための措置を講じること。

要望事項

- 1) 相談支援業務の充実、地域担当制を十分機能させるため、増員して相談支援課の体制を強化すること。
- 2) 企画部門が新設された趣旨を踏まえ、増員して専任職員を配置すること。
- 3) 心理的アプローチの必要なケースが増えていることから、相談支援課にも心理職を配置すること。

6. 子どもライフサポートセンター

- 1) 子どもライフサポートセンターの男女入所児対応に職員1:1 男女一保入所児対応に職員1:1 の夜間対応が必要であると考える。現在3名での夜勤体制となっており、職員の過重負担となっているため、4名夜勤体制と考える。労働条件改善のため必要な措置を講じること。
- 2) 子どもライフサポートセンター利用者は、服薬や通院の必要な子どもたちが多く、通院頻度も高く、現状ではCWが通院に同行する等業務量増・過重負担が起こっている。看護師1名が必要であると考える。労働条件を改善するための必要な措置を講じること。

要望事項

- 1) 開所当初、想定していなかった一時保護ゾーンの構造上の問題点を解消すること。（空調のために2室に、区分けし切れない部分の改造や補修に必要な予算を確保し、個別化された生活環境を改善すること）

7. 砂川厚生福祉センター

- 1) いぶきの夜勤間隔を7日以上とすること。
- 2) いぶきのファーストステップAB棟は、夜勤者が3人のため、複数対応必要なトラブル発生時に、職員の過重負担となっている。利用者が安心して過ごせるためにも各棟に2名の夜勤者が必要であると考える。労働条件改善のため必要な措置を講じること。
- 3) つばさにおいて、7名減により、プログラムの実施回数が変更する等、利用者へのサービ

ス低下が起こっており、つばさの役割を果たすためには、元の体制が必要と考える。サービス低下を最小限にするために、時間外に事務処理等行わざるをえないなど、業務量増となり、労働条件の悪化を招いている。労働条件の改善に必要な措置を講じること。

- 4) いぶきの利用者は、体調不良など自身で訴えることができず、また、てんかんなどのある利用者の方も多いため、看護師の必要性は高いと考える。看護師 2 名では、業務量増となり負担が大きくなっているため、労働条件の改善のために必要な措置を講じること。

要望事項

- 1) 砂川厚生福祉センターツバサの、支援プログラムの充実、発信・研修機能等社会関係障がい者支援の役割を十分果たせるように、夜間・日中も含めた支援体制を充実すること。アフターケア・地域移行・研修等の機能強化のため、企画の体制を充実すること。
- 2) 配慮の必要ないぶきの利用者にあった食事が提供できるように、給食の内容を充実すること。

8. 障がい者自立センター

- 1) 医師が長年欠員となっており、医療の必要性が継続している利用者に対して診断する機能がない状態となっている。日々診断が必要な中で、判断できないまま症状が悪化していくことも起きている。そのため、看護師が医師に成り代わって判断することや、医療機関との連絡調整など業務量増がおこっているため、労働条件を改善するための措置を講じること。
- 2) 医療的ケアや、健康面での指導が必要な利用者が多く、看護師の業務量増となっている。また、看護師は祝日勤務の負担が大きい。労働条件を改善するため看護師を増員するなど必要な措置を講じること。
- 3) 夜間の利用者支援の体制が、正規職員 1 名（と非常勤職員 2 名）のため、正規職員の過重負担となっている。夜勤体制を正規職員 2 名（と非常勤職員 2 名）の体制とするなど、労働条件の改善のため必要な措置を講じること。
- 4) ケースワーカーの恒常的時間外労働を解消するために必要な措置を講じること。特に今年は、年度当初より欠員状態が続いているため（再任用と育児のための短時間勤務による措置の非常勤の不足）、負担が大きくなっている。早急に改善のための措置を講じること。
- 5) 心理職について、一名は高次脳機能障がい支援コーディネーターの兼務であり業務量が多く、恒常的な時間外労働となっているため、労働条件を改善するための必要な措置を講じること。
- 6) 言語療法は、自立センター利用者にとってなくてはならない訓練であるが、非常勤職員となっているため、当該言語聴覚士、正規職員ともに負担がかかっている。労働条件の改善のために必要な措置を講じること。

要望事項

- 1) 医師の欠員を即刻補充し、利用者の健康管理や医療的な支援体制を充実すること。
- 2) 言語聴覚士を正規職員とすること、OT(作業療法士)、心理職の増員など、利用者支援の充実をはかること。
- 3) 利用者が必要な時にすぐに府立急性期・総合医療センターを受診できるようにすること。（協力医療機関であり利用者・家族の期待が大きい）
- 4) 同性介護を維持し、職員の男女にアンバランスが生じないよう入浴支援にかかる人員を確保すること。
- 5) 施設入所支援の定員を現状の自立訓練利用の実態および施設設備に見合った定員に変更すること。
- 6) 施設の保全・修理、物品購入、光熱水費、特別清掃のための予算を確保すること。特に、プログラム、冷暖房や入浴について利用者サービスの低下とならないようにすること。
- 7) 公衆電話の設置は困難なため、携帯電話を持っていない利用者が使えるように、電話の回線を増やすこと。

9. 障がい者自立相談支援センター

- 1) 知的障がい者支援課について、ケースワーカー、心理職の業務量が多く過重負担となつてゐるため、労働条件の改善のために必要な措置を講じること。
- 2) 身体障がい者支援課について、高次脳機能障がい者支援コーディネーターの業務量が多く、恒常的時間外労働を解消するための必要な措置を講じること。
- 3) 身体障がい者支援課の〇丁が非常勤配置になつてゐることにより、他の職員の過重負担となつてゐる。改善のための措置を講じること。

要望事項

- 1) 療育手帳発行が迅速に進むように必要な人員を配置、療育手帳受付業務等の非常勤配置を継続し、発行業務が遅れることのないようにすること。
- 2) 身体障がい者障支援課に、来年度以降も義肢装具士を配置し、必要なサービスが行われるようにすること。
- 3) 知的障がい者支援課の待合室は、一定の改善がされたものの、外からの空気が常に入ってくる状態であるため、空調がきかない状況であり、抜本的な対策を講じること。

【7】健康管理体制の強化充実に関する以下の要求に応えること。

1. すべての職場に労働安全衛生委員会を設置し、労働安全衛生法(施行規則)の「安全衛生委員会を毎月1回以上開催すべきである」との趣旨を踏まえ、各職場に労働安全衛生委員会・労働安全推進者を設置・開催し、議事録を周知すること。府職労代表の委員を選出すること。
2. 職業病対策について以下の要求に応えること。
 - 1) 公務災害者を速やかに公務災害と認定し、治療等を完全保障すること。
 - 2) 公務災害が発生した場合、業務軽減し、業務軽減に伴い他の職員への過重負担とならないよう人員を配置するなど労働環境を整えること。
 3. 「感染症予防対策委員会」を十分機能させ、業務上必要なワクチン接種(肝炎ワクチン等)については、出張扱いとすること。
 4. 急増するストレスやメンタルヘルスに関わる病気・事故に対する対策を講じること。
 - 1) メンタルヘルス対策を個人の問題とせず、職場環境衛生問題として対策を図ること。具体的に過密、過重労働、恒常的長時間労働の解消を図ること。
 - 2) 「大阪府職場復帰支援プログラム」を実効あるものにすること。
 - 3) 産業医への相談は、所属としても職員の状況を連携、把握し、プライバシーを保護しつつ、改善の対策を共同して行なうこと。
 - 4) 必要な場合、積極的に公務災害認定を行ない、所要の措置をとること。
 - 5) 福祉部内(特に子ども家庭センター)の専門職員全員に、健康診断同様メンタルヘルス診察を実施すること。平成27年度から労働安全衛生法改正により実施されるメンタルヘルスチェックを先行して実施すること。

【8】同一職場で働く職員の労働条件に密接に関係していることをふまえ、非正規職員の継続した雇用確保するなど、労働条件の改善による均等待遇をはかること。

1. 非正規職員の雇用単価の引き上げ、特別休暇の拡充等待遇改善をおこなうこと。
2. すべての非正規職員に夏期手当・年末手当の支給を行うこと。
3. ケースワーカー・心理・看護師・セラピスト等の非常勤単価を引き上げること。
4. 非常勤職員が必要な検診等にいく場合、職免を適用すること。
5. 必要な被服は非常勤職員にも貸与すること。(施設職場のジャージなど)

【9】セクシュアルハラスメントが起こらないよう、府のセクハラ防止指針に基づき以下の対策にとりくむこと。

1. 研修や啓発冊子等で、非常勤を含む全職員への指導を徹底すること。

2. 苦情・相談体制を充実とともに、相談をする側の不利益が生じないようにすること
【10】パワーハラスメントが起こらないよう、実効あるパワーハラスメント防止対策を講じること。当面、各職場での現状調査を実施するとともに、問題点があれば是正すること。

要望項目

次の事項について、関係課に働きかけるよう要望します。

府政・施策にかかる要望事項

- 【1】 「大阪府行財政改革推進プラン（素案）」を撤回し、府民生活・福祉・教育の切り捨てを行わず、府民本位の財政再建に取り組み自治体としての公的責任をはたすこと。
【2】 府として次のことに取り組み、社会保障、社会福祉、公衆衛生の事業の拡充と整備を図ること。
1. 社会保障制度改革推進法・プログラム法、医療介護総合法を廃止し、社会的弱者へ生活困難を押し付けないよう、国に働きかけること。
 2. 府の重度障がい者医療費助成制度、老人医療費助成制度、乳幼児医療費助成制度、ひとり親家庭医療費助成制度等福祉医療制度を拡充すること。
 3. 「民間社会福祉施設事業費等補助金」制度を拡充すること。
 4. 障がい者・児福祉について
 - 1) 府の策定した「第4次大阪府障がい者計画」を実効あるものにするため、各事業に対して十分な予算措置を講じること。
 - 2) 障がい者・児が安心して生活できる入所支援施設を府の責任で早急につくること。
 - 3) 障がい者のグループホームを行政の責任で増設すること。
 - 4) 障害者総合支援法を自立支援法撤廃の基本合意・骨格提言に根ざして改正するよう国に要請するとともに、関連する職場について適正な人員配置を行なうこと。
 5. 高齢者福祉・医療について
 - 1) 「大阪府高齢者計画2012」の見直し後の新たな計画については、高齢者福祉の充実をはかるものとし、またその計画を実効あるものにするため、各事業に対して十分な予算措置を講じること。
 - 2) 医療制度改悪による「後期高齢者医療制度」を早急に廃止するよう国に要請すること。府として、「後期高齢者医療制度」に対して、減免等独自の施策を実施し高齢者の負担軽減を図ること。
 - 3) 介護保険制度の見直しによる「ホテルコスト」や食費負担等、利用者への負担増やサービスの切捨てをやめさせること。保険料、利用料の減免を図るよう国に働きかけること。また、府として府内自治体に対する支援を行なうこと。
 - 4) 特別養護老人ホーム、高齢者向けグループホーム等施設の整備基盤を早急に図ること。
 6. 生活保護について
 - 1) 保護申請権侵害の根源である「123号通知」及び新たな人権侵害につながる「適正化の手引き通知」を撤回すること。
 - 2) 生活保護基準の引き下げを元に戻すこと。更なる引下げをおこなわないこと。保護申請手続きの厳格化など、いわゆる「水際作戦」をやめるよう国に働きかけ、府はもとより、市町村への連絡、指導に努めること。
 - 3) 級給地区分による支給額の格差を解消し、高齢者加算の復活など、全体の基準額を引き上げ、生存権保障に見合う最低生活基準を確立するよう、国に働きかけること。

【3】組織・機構・任用等に關わる要望事項

1. 「職員基本条例」「政治活動制限条例」「労使関係条例」は撤回すること。

2. 大幅な人員削減を前提とした組織機構の改変、府民サービスの低下につながる民間委託や独立行政法人化などは行わないこと。
3. 公正な昇任・昇格を行うこと。生活できる賃金保障の観点から、遅くとも41歳で主査とすること。また、技術系職員の主査選考基準を明らかにし、希望者に本人開示を行うこと。
4. 職員の人事異動にあたっては、本人の意思を十分尊重するとともに、保育要件、本人や家族の健康状態への配慮、通勤時間・経路・母性保護・男女バランス等を考慮し、発令の1週間前に内示すること。
5. 大阪版「市場化テスト」は撤回し、自治体の役割を根本から否定する自治体業務の民営化や企業参入をやめ、公的責任を果たすこと。
6. 「NPO・府民との協働」の名のもとに行政サービスを肩代わりさせ、行政責任を放棄しないこと。
7. 市町村への権限移譲は、府の公的責任、専門性・利便性の担保の問題からも実施しないこと。
8. 出資法人の削減・見直しによるプロパー職員の一方的解雇や労働条件の低下を行わず、当該労組や職員と協議が尽くされるよう、府としての責任を果たすこと。
9. 施設の給食部門については直営で運営し、給食の安全を強化、入所者の実情に合わせた内容への改善等をおこなうこと。調理師に食中毒菌があると判明した場合、職免扱いとし、検査費用は公費で負担すること。
10. 社会福祉職採用選考合格者の一部を採用待機としているが、不安定な状態が続くため4月1日採用とすること。
11. 施設職場におけるアフターケア体制・社会自立の充実のため必要な人員の配置および必要経費の予算化・設備改善等を行なうこと。
12. 安心して産休等が取得できるように、産休等代替制度を福祉部内のすべての職場に拡充すること。(特に、女性相談センター、子どもライフサポートセンター、障がい者自立センター、障がい者自立相談支援センター、子ども家庭センター児童心理司)

以上